

事業 優先順位		2	細事業:争訟事件関係事業				整理 番号		04										
目 的		市の関係する事件について、司法制度により解決を図る。																	
目 標		司法制度の活用により市の関係する事件を解決する。																	
事業 実施主体		直営		事業開始 年 度		昭和47年度以前		根拠 法令		地方自治法、行政事件訴訟法、民事訴訟法等									
事業費・財源	財源内訳			平成25年度		平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数			平成25年度		平成24年度		比 較		
		事業費（決算額）（千円）		30,465		4,480		25,985			総コスト（千円）		35,040		10,035		25,005		
		一般財源		24,435		4,276		20,159			内訳	事業費		30,465		4,480		25,985	
		国府支出金		0		0		0				人件費		4,575		5,555		-980	
		地方債		0		0		0				公債費		0		0		0	
		市長会保険共済金等		6,030		204		5,826				一人あたり（円）		314		89		225	
				0							世帯あたり（円）		741		213		528		
				0							参考	職員数（人）		0.60		0.70		-0.10	
				0								再任用職員数（人）		0.00		0.00		0.00	
		今後の方向性		今後もの確に弁護士などの活用を行い、本市の争訟事件の解決を図る。															
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	市職員など											
	A		A		A														

事業 優先順位		3	細事業：法律相談事業				整理 番号		05					
目 的		弁護士相談を行うことによって関係者間におけるトラブルを未然に防止し、市の各部局が行う事務事業が法的に適正に行われるよう支援を行う。												
目 標		市が抱える諸課題について、弁護士の助言により迅速に解決する。また、弁護士相談などがスムーズに行われるよう支援を行う。												
事業 実施主体		直 営		事業開始 年 度		昭和47年度以前		根拠 法令						
事業費・財源	財 源 内 訳			平成25年度	平成24年度	比 較		コ ス ト 情 報 ・ 従 事 職 員 数 内 訳 参 考			平成25年度	平成24年度	比 較	
		事業費（決算額）（千円）		2,711	2,755	-44			総コスト（千円）		9,192	9,897	-705	
		一般財源		2,711	2,755	-44			事業費		2,711	2,755	-44	
		国庫支出金		0	0	0			人件費		6,481	7,142	-661	
									公債費		0	0	0	
		地方債		0	0	0			一人あたり（円）		82	88	-6	
		その他特定財源		0	0	0			世帯あたり（円）		195	210	-15	
				0					職員数（人）		0.85	0.90	-0.05	
				0					再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00	
		今後の方向性		社会情勢の高度化、複雑化に応じ、近年各部局で抱える問題が増加傾向にあることから、種々の問題を適正、迅速に解決できるよう、より一層効果的な法律相談に対応できるよう努める。										
評 価	妥当性		効率性		有効性		対象者	市職員など						
	A		A		B									

細事業：争訟事件関係事業

1. 訴訟事件

各部局の事務・事業執行上で生じた争訟に関し、的確な支援及び総括を行い、市の法的利益を守るとともに司法手続による解決を図っている。

(1) 平成24年度以前から係属している争訟事件 5件

- ① 損害賠償請求事件
- ② 特定事業許可取消等請求調停事件
- ③ 賃貸借契約条件等調停事件
- ④ 不当利得返還等請求事件
- ⑤ 差押処分取消等請求事件

(2) 平成25年度中に新たに起きた争訟事件 4件

- ① 特定事業変更許可処分取消請求事件（相手方＝原告・個人2名、法人1名）
市に対し、特定事業変更許可処分の取消しを求める訴訟事件
- ② 債権及び振替社債等仮差押命令申立事件（相手方＝債務者・個人1名）
生活保護費不正支出事件について本市の債権を確保するため、債務者の財産に対し仮差押の命令を申し立てる事件
- ③ 損害賠償請求調停申立事件（相手方＝申立人・個人1名）
本市公共下水道工事現場での自転車転倒事故について、市に対し損害賠償を求める調停事件
- ④ 損害賠償請求事件（相手方＝原告・個人1名）
本市公共下水道工事に伴い家屋損傷・地盤沈下等が生じたとして、市に対し損害賠償を求める訴訟事件

(3) 平成25年度中に終結した争訟事件 4件

（内訳：市が勝訴等した事件 2件（上記(1)の①、(2)の②）、不調により終結した事件 1件（上記(1)の②）、相手方の取下げにより終結した事件（上記(1)の③） 1件）

(4) 平成25年度末時点で係属中の争訟事件 5件

- ① 不当利得返還等請求事件（上記(1)の④）
- ② 差押処分取消等請求事件（上記(1)の⑤）
- ③ 特定事業変更許可処分取消請求事件（上記(2)の①）
- ④ 損害賠償請求調停申立事件（上記(2)の③）
- ⑤ 損害賠償請求事件（上記(2)の④）

細事業：法律相談事業

1. 弁護士相談

各部局の事務・事業執行上で生じた法的問題について相談を受け、専門家の意見が必要な場合には顧問弁護士と調整し、各部局が的確な法律相談が実施できるよう支援した。

(1) 顧問弁護士による法律相談件数 延べ39件

(2) 顧問弁護士

- ① 井上啓法律事務所
- ② 大の敢法律事務所
- ③ 弁護士法人依法律事務所
- ④ 弁護士法人三宅法律事務所

